

令和8年度

高規格救急自動車等購入

仕 様 書

峡南広域行政組合消防本部

峡南広域行政組合消防本部

第1 総 則

1 目 的

本仕様書は、峡南広域行政組合消防本部（以下「当消防本部」という。）が令和8年度に購入する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）の車両及び艤装並びに高度救命処置用資器材等に関する仕様について必要な事項を定めることを目的とする。

2 概 要

この救急車は、プレ・ホスピタルケア（救急現場及び搬送途上の応急処置）の充実、強化を図り、傷病者の救命率向上を図ることを目的として製作する。

また、救急救命士法（平成3年4月23日法律第36号）による救急救命士の高度な救急処置及び救急隊員の応急処置の拡大に対応できる最新の救急資器材、医療機器を適切に配置積載した四輪駆動車（4WD）とする。

3 適用法令

- (1) この救急車は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）並びに救急業務実施基準（昭和39年3月3日自消甲教発第6号通知）に定める基準に適合するものであり、緊急自動車として承認の得られる性能、機能、構造であること。
- (2) 関係行政機関への許認可に係わる申請等は受注者において手続きすること。

4 提出書類

- (1) 受注者は、契約後速やかに当消防本部と細部打合せを行うものとし、救急車の製作に先立ち仕様書に基づき次の製作書類（A4版ファイル製本）を速やかに当消防本部に提出し承認を受けること。

ア 製作工程表（中間検査及び完成検査予定日記入）	3部
イ 諸元明細表	3部
ウ 製作概要図（上面・左右側面・前面・後面）	3部
エ 資器材庫等の製作図及び取付け図	3部
オ 取付け品の取付け概要図	3部
カ 取付け品等のカタログ	3部
キ 電気配線図	3部
ク 無線機、AVM装置取付け及び配線図	3部
ケ 使用資器材明細一覧表（メーカー及び型式）	3部
コ その他当消防本部が指示するもの	3部

- (2) 受注者は、救急車が完成したときは、速やかに次の完成図書をA4版ファイル（目次、インデックス付き）に閉じて、当消防本部に提出すること。

ア (1)のアからコに掲げた最終完成図書	3部
----------------------	----

イ 取扱説明書、保証書及びカタログ	3部
ウ 車両及び資器材のトラブル時に対する連絡先（住所、会社名、電話番号）	3部
エ その他当消防本部が必要と認めたもの	3部

5 外注先の監督

製作の一部を他の業者に外注する場合は、この仕様書の項目を満たすように当該業者を監督すること。

6 検査

- (1) 検査は中間検査及び完成検査とする。
- (2) 検査は当消防本部の指示に従って実施する。
- (3) 検査を受けようとするときは、30日前までに検査日時、場所及び要領を記載した「検査願い」を提出し当消防本部の承認を受けること。
- (4) 検査に必要な測定機器は製作者において事前に準備すること。
- (5) 中間検査は、本仕様書及び製作工程表等に基づき、艤装半ばに艤装検査及び性能検査を行うこと。
- (6) 中間検査時の指摘事項及び確認事項等は全て記録し、発注者に文章で報告することとし、指摘事項に対して双方の解釈に相違がないようにすること。
- (7) 中間検査及び完成検査の際、隠ぺい部で確認ができないものは、写真を提出すること。
- (8) 完成検査は、納入時に本仕様書及び製作概要図等に基づき、艤装検査、性能検査及び積載品、資器材の取付け状況、機能検査並びに乗車定員数検査を行う。
- (9) 検査の結果、当消防本部が不相当と認めた場合は協議の上直ちに改修等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。

7 保証期間

- (1) 保証期間は、納入後1年間とし、公表されたメーカー保証期間が1年より長期になる場合はメーカーの保証期間とする。
- (2) 保証期間満了後に製作上、設計上及び材質等の不備に起因すると認められる不具合が生じた場合は、受注者が無償で修理または交換を行うこと。

8 事故防止

受注者は、車両の製作及び移動にあたっては、事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は、速やかに当消防本部に連絡するとともに、その際の人的、物的被害については受注者が全ての責任を負うものとする。

9 登録及び諸費用

- (1) 受注者は製作完了後、関東運輸局山梨陸運支局の車両検査に合格し、新規登録手続きを完了させるものとする。
- (2) 登録、諸費用は、契約金額の中に含むものとする。
- (3) 納入に際しては車両の各部について十分な点検整備を行うこと。
- (4) 車両納入時に、構造等の説明及び機械器具の取扱い説明を行うこと。なお、説明に係る費用は受注者で負担すること。
- (5) 納入場所は当消防本部とする。
- (6) 本車両の納入期限は、令和9年3月31日までとするが、納入業者決定後、早期納入

を協議する。

1 0 支払い条件

本入札案件の救急車を製作し、完成検査に合格、納車した後に支払いを行う。

1 1 その他

- (1) 仕様書に基づかない取付け品、付属品の追加、変更については、当消防本部と事前協議して決定するものとし、製作までに最新型が出た場合、当消防本部と協議のうえ、可能な限り最新型を取付けること。
- (2) メーカーが公表した仕様及び艤装は、本仕様書にかかわらず施工するものとする。ただし、重複するものは仕様書で指定したものとする。
- (3) スタッドレスタイヤ、アルミホイール並びにタイヤネットチェーンは国内基準を満たしたのものとし、契約金額の中を含むものとする。
- (4) 救急車に取付けが必要な救急資器材は、当消防本部より支給する。なお、支給する救急資器材の詳細については別途打ち合わせを行うものとする。
- (5) 救急資器材の取付けに際しては、各関係部署（当消防本部、救急車製作受注者、救急資器材受注者等）が、十分な打合わせを行い、救急業務に支障がないよう事前に取り付け、救急車とともに納入すること。
- (6) 救急車の取扱要領及び救急資器材の取扱いについては、受注者の責任において、各専門業者による指導を当消防本部の指定する回数を受けること。
- (7) その他、必要事項については、別途協議すること。

第 2 仕 様

- 1 救急車は救急業務実施基準（昭和 3 9 年 3 月 3 日付自消甲教発第 6 号通知）第 1 0 条に定める要件に適合するものであること。
- 2 サイレンは、「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和 4 5 年 6 月 1 0 日付消防第 3 3 7 号通知）及び「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものであること。
- 3 救急車装備及び付属品は支給品を除いてすべて新規製品であること。（無線機等当消防本部が提供するものを除く。）
- 4 救急車は全て有蓋で密閉式構造のものであること。
- 5 車内の照明は原則 LED（変更可能）とし、傷病者の症状及び救急隊員の業務遂行に支障のない照度を有するものであること。
- 6 車両後部はメインストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造の物であること
- 7 寒冷地仕様とすること。
- 8 主要装備は本仕様書に定めるほか、自動車メーカーが公表した高規格救急車の最新装備とすること。

9 主要諸元

車両の主要諸元は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) エンジン | ガソリンエンジン車（無鉛レギュラーガソリン仕様） |
| (2) 総排気量 | 2, 400 cc 以上 |
| (3) 最高出力 | 100 kW 以上 |
| (4) 駆動方式 | 4輪駆動方式（ABS装置付） |
| (5) 変速装置 | 4速オートマチック以上 |
| (6) タイヤ | 車両に適合した純正アルミホイールとし、ラジアルタイヤ（Bridgestone: V600）とする。（スタッドレスタイヤ及びスペアタイヤも同メーカーのものとする。） |
| (7) ステアリング | パワーステアリング |
| (8) 救急車総重量 | 3, 500 kg 未満 |
| (9) 救急車寸法 | |
| ア 全長 | 5, 300 mm 以上 |
| イ 全幅 | 1, 800 mm 以上 |
| ウ 全高 | 2, 450 mm 以上 |
| (10) 傷病者室寸法 | |
| ア 室内長 | 3, 290 mm 以上 |
| イ 室内幅 | 1, 600 mm 以上 |
| ウ 室内高 | 1, 800 mm 以上 |
| (11) 乗車定員 | 7名乗車以上 |

10 救急車外装

(1) 車両外板部

標準の材質で、屋根部を含め各機器取付け部は補強を施すものとし、貫通部は浸水防止措置を施すこと。また、各機器の取付け、取外し及び破損等による修理が容易にできるものであること。

(2) 塗装

車両外板塗装は白色（焼付け塗装）とし、消防車両明示の赤色ライン（幅50mm～80mm）を車両周囲窓枠下部に入れること。（法令上適法範囲とする。反射材使用）また、上記赤色ライン下部に、青色ライン（幅50mm～80mm）を同様に車両周囲に入れること。（法令上適法範囲とする。反射材使用）

(3) 文字記入（青色反射材使用）テープ。

ア 傷病室左右側面に、一辺110mm角で「峡南消防本部」と丸ゴシック体の青色で記入すること。（法令上適法範囲とする。反射材使用）

イ 後部ドア中央部に、一辺110mm角で「峡南消防本部」と丸ゴシック体の青色で記入すること。（法令上適法範囲とする。反射材使用）

ウ 前面助手席側と後部ドア右下方に、一辺75mm角で「北部」と丸ゴシック体の青色で記入すること。（法令上適法範囲とする。反射材使用）

エ 前面ボディー中央部に消防章（150mm台座付き）を取り付けること。

- オ 屋根部に一辺450mm角で「峡南北部」と丸ゴシック体の青色で記入すること。
(法令上適法範囲とする。反射材使用)
- カ 後部上部中央付近及び両サイド傷病者室ドア、ガラス部分等に「スターオブライフマーク」を付すること。なお、サイズ及び配置等については、打ち合わせ後決定するものとする。
- キ フロントドア・スライドドア・バックドアの内縁に赤色テープ(反射材使用)を貼付すること。
- ク その他、ア〜キについての文字、デザイン、文字色、大きさ及び配置箇所等は、再度打合せ後に決定するものとする。
- (4) 前照灯
高輝度ヘッドライトランプ(LEDまたは同程度性能を有するもの)とする。
- (5) フォグランプ及びLED補助赤色警光灯
車両前部にフォグランプを取付けること。また、救急車が交差点へ進入する際、左右から通行する車両等が救急車の交差点進入を視認できるようフロントグリルに2箇所、LED補助赤色警光灯を取付けること。(フロントグリル大阪サイレン製補助警光灯)
- (6) 蛍光テープ(反射材)
赤色、及び青色テープは、再帰性に富んだ反射材とし当消防本部が指示した箇所に貼付けること。双方の相違のないよう綿密な打ち合わせを行うものとする。
- (7) 路肩灯
夜間左右後部タイヤ付近を照らすLED路肩灯を取付けること。(メインスイッチ付)
- (8) 停止表示灯
バックドア下部に停止表示灯を取付けること。
- (9) 傷病者室窓ガラス
プライバシーガラスまたは同等品とし、必要に応じ曇りフィルムを貼ること。
(窓ガラス(運転席、助手席を除く)の左側部分と後面の下方約3分の2を曇りガラス、その他は全面曇りガラスまたはこれと同等な目隠し処置を施すこと。)
- (10) ドアバイザー・補助サイドミラー
運転席及び助手席のドアにサイドバイザーを取付け、隊長席における後方確認用として補助サイドミラーを設けること。
- (11) レスキュー用品(車両右側スライドドア内)
専用の収納ボックスを設け、バール、万能斧、シートベルトカッター、ガラスカッター、ボルトクリッパー等のレスキュー用品と網棚を取付けること。内部にLED照明を取付けること。
- (12) サイドステップ(傷病者室左スライド) 箇所にアルミまたはステンレス製の板を設け、表面にノンスリップシートを取付け、すべり止め措置を講ずること。
- (13) リアバンパー保護及びリアバックステップ
ア 大型バックステップ板(アルミまたはステンレス製の板)を取付けること。

イ リアバンパーに傷つきを防止するアルミまたはステンレス製の板を取付けること。

ウ リアステップにはノンスリップシートを貼付けること。

(14) ルーフサイド

LED作業灯を左右側面に各2灯取付けること。

(15) 上方視点等で車両全周囲が運転室から確認できる装置を設置すること。

(16) 施錠

集中ドアロック機能を有し、ワイヤレスリモートコントロールにて全てのドアの開錠、施錠ができるものを3個納品すること。またハザードランプの点滅等により作動確認が可能なものとする。

(17) 泥除け（全輪）を取付けること。

1.1 内装

(1) 運転席・助手席

ア 2座席とし、それぞれに3点式シートベルトを設けること。

イ サンバイザー、ルームミラー、耐震時計（ラジオ等に組込可）、ラジオ、書類整理箱（運転席と助手席の間）を取付けること。

ウ 運転席、助手席後部のスペースにヘルメット用フックを取付けること。

エ 助手席、運転席で傷病者室を観察できるインナーミラーを取付けること。

オ 法人ナビゲーションシステム（※テレビアンテナの接続はしない）を取付けること。

カ 最新のETC装置を設けセットアップすること。

キ フロントシート上部（天井部）に網棚を設けること。

ク ドライブレコーダー（SDカードが取り外し可能）をフロント及びリアに設けること。（Drive man Tw-21/TR-21 同等のもの）

ケ 座席の清潔を保てるよう取外して洗浄可能な人工合皮製座席カバーを装着すること。

(2) 傷病者室

ア 座席は傷病者室のストレッチャー頭部側に後ろ向きに1座席（背当て付）を設けること。座席右側壁面に書類入れを取付けること。

イ 傷病者室左側に前向き1人掛けハイバックシートを設け、移動可能なゴミ箱（汚物入れ）を設置すること。

ウ 横向きシートを設け、それぞれ背当てを付け、シート下は収納ボックスとして使用できる構造とすること。また、可能であれば前向きシートとの間をクッション等で埋めること。

エ 運転席後部縦型収納庫の扉は、鉄板または強固な木製作りとし内部に網棚及び可動棚を設けること。

オ 運転席後部縦型収納庫の扉（室内面）に、地図入れを取付けること。また、ホワイトボード、グローブボックスホルダーを取付けること。（マグネットでの取付け可能とする。）

- カ 防振架台を設け、メインストレッチャー（マツナガ製 GT-06M またはエクステンジストレッチャーTC4080-S）を取付け、左右にサイドアームプレート（マット付）を設置すること。（標準ストレッチャーは取外すこと。）可能であれば、ストレッチャーにメッシュタイプのトレーを取り付けること。また、左右にガートル架マウント（点滴棒取り外し可能）を取付けること。サイドアームのロックが容易に解除できるような装置を取り付けること。
- キ スクープストレッチャー収納装置を設け、取出し易い構造とすること。
- ク バックボード収納装置を設け、取出し易い構造とし、防振に努める構造とすること。
- ケ 電動式吸引器取付け金具（アキュバック・プロ R）を設けること。また充電器を使用し車内で充電できる構造とすること。
- コ 自動体外式除細動器（TEC2603 カルジオライフ S）を取付け金具で固定し積載できる構造とすること。
- サ 患者監視装置（BSM-3562 ライフスコープ）を取付け金具で固定し、必要な配線等を行い、被覆を施すこと。また、充電可能な構造とすること。
- シ ケーブル類（マンシェット、プローブ、ECG等）を収納する収納庫を設けること。
- ス 輸液瓶ホルダー及び取付けフックを（2本分）天井部分に取付けること。
- セ 天井部2箇所以上にルーフネットを取付けること。
- ソ 天井部に2本以上（長尺タイプは1本可）手摺りを設けること。
- タ 自動車用耐震時計を取り付けること。（アナログ式）
- チ 飛沫感染防止対策として運転室と傷病者室の間を必要に応じて隔離できる構造とすること。また、隔離材は樹脂製等で、アルコール等の消毒剤により清潔を保てるような構造であること。
- ツ 人工呼吸器取付けプレート金具（メデュマット・イージー・CPR用）を設けること。また人工呼吸器の蛇腹管が収納できる構造とすること。
- テ 各ルーフサイドに仕切りを付けた収納庫を設け、必要な部分にアシストグリップを取付けること。
- ト 各機器（支給品含む）に必要な配線及び配管を行い、被覆を施すこと。
- ナ 傷病者室上部の右最後部及び左最前部に施錠できる構造の収納棚を設けること。
- ニ 傷病者室(サイドドア)入り口付近に収納庫を設け、付近にウエルパス収納庫を取付けること。また、ルーカスを配置できる構造とすること。
- ヌ 酸素ボンベ収納庫上に TEC プリンターを収納できる収納棚を設けること。
- ネ 手動カーテンを左サイドの窓とバックドア部に取付けること。
- ノ 人工呼吸器、患者監視装置、除細動器、電動吸引器等のレイアウトについては、作業しやすいように、資器材庫（棚）を含め、打ち合わせ後設置すること。
- ハ 床面は水洗い可能な構造とすること。
- ヒ 定置型吸引器を取付けること。また、吸引機付近にカテーテル袋を取付けること。
- フ 9.40酸素ボンベ用の減圧弁（調整器）2器及び、2.00酸素ボンベ用の減圧弁（調

- 整器)を1器納品すること。酸素ポンベの開閉弁の方式は当消防本部の指定するものとする。
- ヘ オゾン発生消毒装置を積載(取外し可能)できるようにし、100Vコンセントで電源が取れる構造とすること。なお、オゾン発生消毒装置は、現行の装置を移設すること。
- ホ 傷病者室左スライドドア付近に、手すり(グリップ)を設置すること。
- マ 傷病者室後部からの乗り降りを補助する大型アシストグリップを指示した箇所に設置すること。
- (3) 資器材等の収納庫
- ア 構造は堅牢かつ、走行中の振動による歪みまたは隙間等を生じない構造とし、異音等の発生が無いものを設置すること。特にビス類による留め物については留意すること。
- イ 外面及び内面は収容物に損傷や損害を与える恐れのある鋭利な突起物がない構造とすること。
- ウ 各扉及び引出し等は、走行中の振動または収容物の移動により開放しない固定装置を設けるものとする。また、固定装置は機能が確実かつ、容易に固定及び開放が可能なものとする。
- エ 内面には必要に応じ、積載品の固定装置(マジックテープ等)及び緩衝材を設けるものとする。
- オ 収納庫は車内の清掃(水洗い)等に際し収容物に影響を及ぼさないように、コーキング等を施すこと。
- カ 各資器材庫は資器材が効率良く収納できるよう、仕切り等の必要な処置を講ずること。
- キ 施錠可能な収納庫を2カ所以上設けること。(薬品関係、タブレット)配置箇所等は、再度打合せ後に決定するものとする。
- ク ボックス、収納棚の増設等についてはメーカーオプション等で設置できるすべての物を、事前協議の上、設置すること。
- (4) ストレッチャー積載架台は次の性能を有するものとする。
- ア メインストレッチャーを確実に固定且つ、容易に解除できる装置を設けること。
- イ 走行中に生ずる揺れを十分に吸収できる防振式ベッド構造であること。
- ウ 架台は左右移動可能な構造とし、そのスイッチ等は操作し易い位置(前後)に設けること。
- エ 架台はメインストレッチャーの昇降に際し隊員の負担の軽減を図る構造(サイドガード、スロープ等)とし、二次的災害及び脱落を防ぐとともにメインストレッチャーを確実に且つ、安全に積載ができる構造とすること。
- オ ストレッチャー用ベルトを2本設けること。
- カ 血液が防振台内部へ浸透しないよう、隙間に防止処置を行うこと。
- (5) 車内の各種機器が接触する部分には、ステンレス板を設けること。
- (6) 粉末ABC消火器及び固定用取付け金具を設置すること。

1.2 電装品関係

(1) スイッチ関係

ア 電子サイレン、赤色警光灯及びその他各種電装品のスイッチ類を集中配置し、運転席で容易に操作できるように設置すること。

イ 可能であれば、夜間でも明確に確認できるよう透過照明付きの集中操作スイッチを運転席から容易に操作できる位置に設置すること。

(2) サイレン関係

ア サイレン（サイレンスピーカー&電子式サイレンアンプ）は「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和45年6月10日付消防第337号通知）の概要に適合するものであること。また、救急用サイレン（ピーポー音）及びサイレン（ウーウー音）の2音が同時吹鳴可能とし、放送設備を装備すること。（最新式のサイレンアンプを取付けること。）

イ 運転席と助手席の間に運転に支障のない位置に音声合成装置のスイッチ3種類（交差点進入、渋滞通過、ウーウー音）及び1音式モーターサイレン（ウーウー音）スイッチを取付けること。（モーターサイレン・大阪サイレン製5型）

ウ 運転席付近の操作し易い位置に、音声合成装置のスイッチ3種類（交差点進入、渋滞通過、ウーウー音）及び1音式モーターサイレン（ウーウー音）の補助スイッチを設けること。

エ 運転席右側上部にフレキシブルマイクロフォンを取付け、補助的的外部放送ができる機能をもたせること。

オ 電子式サイレンアンプに当消防本部が指示した広報メッセージを登録すること。チャンネル数等の内容については、別途打ち合わせすること。

(3) 赤色灯関係

ア 前部大型散光式LED赤色警光灯は最新のものとし車体屋根前部に取付け、高速運転及び振動ショックで脱落しないもので、前面及び左右から容易に視認できるものとする。

イ 後部大型散光式LED赤色警光灯（大型リアサイド警光灯）は最新のものとしリアルーフの左右サイドに各1基取付け、高速運転及び振動ショックで脱落しないもので、後面及び左右から容易に視認できるものとする。

ウ 前部LED補助赤色警光灯は、フロントグリルに2箇所、大型散光式LED赤色警光灯と連動で点灯するように設置すること。（大阪サイレン製）

エ 傷病者室後方にLED補助赤色警光灯を取り付け、バックドア開放時に大型散光式LED赤色警光灯と連動で点灯するように設置すること。

オ バックドアの下面にLEDバックドア停止表示灯を取り付け、バックドア開放時に大型散光式LED赤色警光灯と連動して点灯するように設置すること。

(4) 照明灯関係

照明等は可能な限りLEDとすること。

ア 傷病者室に調光機能付きLED灯と患者灯を設置すること。

イ マップランプを助手席に取付けること

- ウ 路肩灯を左右後輪に設置すること。
- エ 夜間、ストレッチャー収納作業等の安全確保のため、バックドア内面上部に照明を設けること。
- オ バックドア上部（外面）に照明を設けること。

(5) コンセント関係

- ア 外部入力マグネット式コンセント（防水型、AC100V）を設け、明示しておくこと。また、抜き忘れを防止する装置を設置すること。
- イ DC/AC切替えインバーター電源及び100V/12V切換えコンバーターを取付け、外部入力電源と自動切替えができること。
- ウ 外部入力コンセントで入力した電源により車内の各コンセントで各機器に充電等の電力供給ができること。
- エ AC100V用コンセント2口を4箇所以上傷病者室に設け、明示すること。また、DC12Vコンセント3口を傷病者室内に設けること。
- オ 各機器を接続するに当たり、必要に応じてヒューズボックスを増設し取付け機器はすべてヒューズを通して配線するとともに、各ヒューズに名称を明示すること。
- カ AC100Vコンセントは、ACアダプターが落下しないよう処置を講ずること。
- キ 待機中のエンジン停止時、外部電源（交流100V）により必要な電源を供給し、各種救急訓練が実施可能となる装置を設けること。

(6) バッテリー関係

バッテリーは容易に点検できる構造とし、各電装機器が十分に機能する大きさとし車両用バッテリー充電器を収納庫下部に取付けること。なお、外部入力電源による充電中はエンジンが始動できない構造とすること。

1.3 バックブザー

解除スイッチ付バックブザーを取付けること。（音声入り）

1.4 サイドフラッシャーランプまたはサイドターンランプ

左右に、サイドフラッシャーランプまたはサイドターンランプを取付けること。

1.5 ヒューズボックス

ヒューズボックスを増設し、取付け機器はすべてヒューズを通し、各ヒューズには、名称を入れること。

1.6 電圧変換用インバーター

DC・ACインバーターを設けること。

1.7 エアコン

運転室と傷病者室の適切な温度管理がそれぞれできるようエアコンを設置すること。

1.8 ヒーター

運転室のほかに別の噴出し口を設け、また傷病者室でも保温と操作が行えるようにすること。

1.9 ベンチレーター（換気扇）

ファン付ベンチレーター（排出器）を傷病者室に設けること。

2.0 酸素吸入器関係

- (1) 加湿流量計（オキシパックOX-ⅢS型）の配管を行い、加湿流量計取付け装置及び酸素（9.4ℓ・2本）固定装置等を取付け・脱着及び操作できる構造とすること。酸素吸入装置は、隊員の活動に支障とならない位置に取付けること。
- (2) 酸素配管は、電装品等から十分な距離をとり、主として内板等の内側に配管し室内に露出しない構造とすること。

2.1 フック等

傷病者室にフックを設けること。また、傷病者室右側に各種機器のコード掛けを設け、コード類が掛けられるようにすること。（位置、個数については別途協議）

2.2 無線機、AVM

- (1) 現行の車載移動用無線機（10W）を移設すること。移設する際は配線類及びアンテナ類を新品とすること。
- (2) 無線機の雑音防止にアースボンディングを取付けし、無線用スピーカーを運転席後部及び傷病者室内に取付けること。
- (3) 現行のAVM装置を移設すること。移設する際は配線類を新品とすること。
- (4) 無線機の電源をまとめること。
- (5) 無線機とAVM装置の取付け位置、艤装等については、当消防本部と保安業者が十分な打ち合わせを行い協議し取付けを行うこと。
- (6) デジタル無線機のアンテナを天井上部に設置すること。
- (7) AVM装置取付け用の金具並びに、電源とパルス端子を設置しておくこと。
- (8) 傷病者室にてAVM装置の操作ができるように、無線機マイク付近に補助設定機を設置すること。（AVM車外設定器）

2.3 動物（鹿等）衝突対策装置（鹿ソニック）

緊急車両の車速に関係なく進行方向にいる動物に可変する高周波音を照射することで、鹿等の野生動物を怯えさせる事なく、衝突事故を軽減する装置を設置すること。

2.4 救急出場時の安全走行の為、リアドアにブラインド型車両搭載情報板を設置すること。

2.5 自動車登録番号は、希望ナンバーとする。（番号は別途協議）

2.6 名板

- (1) スイッチ類には、名称及び「入」「切」または「ON」「OFF」の夜間も見やすい表示を施すこと。
- (2) 当消防本部の指示する計器類には、当消防本部で指示する名称を表示すること。

2.7 艤装機材及び救急装備品

No.2 艤装一覧表、No.3 救急装備品一覧表のとおり、公表標準装備品・高度救命処置用資器材を装備するものとする。

2.8 その他

- (1) メーカーが公表した仕様及び艤装は、本仕様書にかかわらず打合せを行い施工するものとする。

- (2) 本仕様書に伴い、メーカー設定等に対応できない場合は別途打ち合わせとする。
- (3) 細部については、別途協議するものとする。
- (4) 本仕様書に記されていない事項も、当然必要と思われるものについては契約金額の範囲内で協議し対応するものとする。
- (5) 艀装機材品及び装備品等について指定した物品以外のものを使用する場合は、質問締切期間内に同等品承認申請書により認定を得るものとする。